

# 参 考 資 料

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過 .....	246
「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」にかかる パブリック・コメント手続きの実施結果 .....	248
大阪市社会福祉審議会条例施行規則 .....	251
大阪市社会福祉審議会運営要綱 .....	253
大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿 .....	255
高齢者に関わる様々な計画 .....	257
大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令 .....	260
用語解説 .....	261
区別情報 .....	276
認知症の人をささえるまち大阪宣言 .....	325



## 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過

- 平成 28 年 1 月 27 日 平成 27 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会  
・高齢者専門分科会の分科会長等の選任について  
・大阪市高齢者実態調査について  
・大阪市介護保険事業の現状について
- 2 月 10 日 平成 27 年度 第 1 回保健福祉部会  
・大阪市高齢者実態調査について
- 2 月 17 日 平成 27 年度 第 1 回介護保険部会  
・大阪市高齢者実態調査について
- 3 月 30 日 平成 27 年度 第 2 回高齢者福祉専門分科会  
・大阪市高齢者実態調査について  
・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について  
・新しい包括的支援事業について（在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業）
- 7 月 27 日 平成 28 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会  
・大阪市介護保険事業の現状について
- 11 月 11 日 平成 28 年度 第 2 回高齢者福祉専門分科会  
・大阪市高齢者実態調査報告書（案）について  
・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
- 平成 29 年 3 月 21 日 平成 28 年度 第 3 回高齢者福祉専門分科会  
・大阪市高齢者実態調査報告書について  
・次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について  
・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
- 7 月 18 日 平成 29 年度 第 1 回保健福祉部会  
・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について  
・大阪市介護保険事業の現状について
- 7 月 20 日 平成 29 年度 第 1 回介護保険部会  
・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について  
・大阪市介護保険事業の現状について  
・介護保険給付にかかる費用の見込み等の考え方
- 9 月 26 日 平成 29 年度 第 2 回介護保険部会  
・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について（計画の総論・各論、日常生活圏域の設定、

- 介護保険給付にかかる費用の見込み等)
- 9月28日 **平成29年度 第2回保健福祉部会**  
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、日常生活圏域の設定)
- 10月25日 **平成29年度 第1回高齢者福祉専門分科会**  
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、日常生活圏域の設定、介護保険給付にかかる費用の見込み等)
- 12月4日 **平成29年度 第2回高齢者福祉専門分科会**  
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、具体的施策、施策の推進体制、施設等の整備目標数、サービス目標量、自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標、介護保険給付に係る費用の見込み)  
 ・パブリック・コメントの実施について
- 12月25日 **パブリック・コメント手続の実施**  
 平成29年12月25日(月)～平成30年1月24日(水)  
 受付件数 140件 意見件数 175件
- 平成30年 2月8日 **平成29年度 第3回保健福祉部会**  
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について  
 ・平成29年12月4日に開催した高齢者福祉専門分科会での意見について  
 ・「第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の項目の追加について
- 2月14日 **平成29年度 第3回介護保険部会**  
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について  
 ・平成29年12月4日に開催した高齢者福祉専門分科会での意見について  
 ・「第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の項目の追加について
- 3月14日 **平成29年度 第3回高齢者福祉専門分科会**  
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」について  
 (1)「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について  
 (2) 高齢者福祉専門分科会及び保健福祉部会、介護保険部会での委員意見について  
 (3) 計画(素案)からの修正等について  
 (4) 第9章への追記及び第10章の修正について

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」  
に関するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）まで

2 意見の提出方法

ハガキ・封書による送付、ファックス、電子メール、持参による

3 素案の公表方法

(1) 計画（素案）の閲覧、概要版の閲覧・配布

- ・福祉局高齢者施策部（高齢福祉課、介護保険課）
- ・各区保健福祉センター（24か所）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・市民情報プラザ
- ・各地域包括支援センター（66か所）
- ・各総合相談窓口（ランチ）（68か所）
- ・各図書館（24か所）
- ・各老人福祉センター（26か所）
- ・大阪市社会福祉協議会
- ・各区社会福祉協議会（24か所）                      など

(2) インターネットによる公表

- ・大阪市ホームページにて、上記1の期間中公表

4 集計結果

(1) 意見提出件数

- ・受付件数      140件                      ・意見件数      175件

(2) 受付件数の内訳

- ・市内・市外別・提出方法別集計（件）

	ハガキ・封書	F A X	メール	持 参	計
大阪市内	21	76	2	28	127
大阪市外	3	0	0	1	4
不明	0	7	1	1	9
計	24	83	3	30	140

- ・市内・市外別・年齢階層別集計（件）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	不明	計
大阪市内	1	2	3	9	8	57	45	2	127
大阪市外	0	0	1	1	0	2	0	0	4
不明	0	0	0	1	0	2	4	2	9
計	1	2	4	11	8	61	49	4	140

意見内容による分類

意見件数175件

意見内容	意見件数
<b>総論</b>	<b>5</b>
第1章 計画策定の趣旨・概要	2
第2章 第6期計画の進捗と評価・課題	1
第3章 大阪市の高齢化の現状	0
第4章 高齢者の実態調査結果の概要	0
第5章 平成37（2025）年の社会の姿	0
第6章 計画の基本的な考え方	2

<b>重点的な課題と取組み</b>	<b>49</b>
<b>第7章 重点的な課題と取組み</b>	<b>49</b>
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	1
（1）在宅医療・介護連携の推進	4
（2）地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）	5
（3）地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）	3
（4）複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	0
（5）ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）	0
2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	
（1）認知症の方への支援	3
（2）権利擁護施策の推進	0
3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	
（1）一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進）	4
（2）健康づくりの推進	3
（3）高齢者の社会参加と生きがいづくり	2
（4）ボランティア・NPO等の市民活動支援	0
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	
（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実	2
（2）生活支援体制の基盤整備の推進	0
（3）介護給付等対象サービスの充実	2
（4）介護サービスの質の向上と確保	13
（5）在宅支援のための福祉サービスの充実	1
（6）介護人材の確保及び資質の向上	6
5 高齢者の多様な住まい方の支援	

<b>具体的施策</b>	<b>6</b>
<b>第8章 具体的施策</b>	<b>6</b>
1 地域包括ケアの推進	
2 認知症施策と権利擁護施策	
3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり	1
4 サービスの充実・利用支援	3
5 住まいづくり・まちづくり	2

パブリック・コメントの意見内容の内訳

意見内容	意見件数
施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
1 施設等の整備目標数・サービス目標量等	
2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
介護保険給付に係る費用の見込み等	114
第10章 介護保険給付に係る費用の見込み等	114
8 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み	
(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み	0
(2) 保険料段階及び保険料率の設定	0
(3) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料(試算額)	114
(4) 介護保険サービスの利用料	0
施策の推進体制	0
第11章 施策の推進体制	0

大阪市規則第 175 号

大阪市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。



( 専門分科会の部会 )

第 5 条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員( 民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員 ) で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員 ( 民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員 ) の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員( 民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員 ) の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員 ( 民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員 ) の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

( 関係者の出席 )

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第 7 条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。ただし、児童福祉専門分科会の庶務は、こども青少年局において処理する。

( 委任 )

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 大阪市社会福祉審議会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (審査部会)

第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

### (専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、児童福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、高齢者福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
第 1 審査部会	肢体不自由に関する事項
第 2 審査部会	視覚障がいに関する事項
第 3 審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第 4 審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第 5 審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第 6 審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第 7 審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第 8 審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第 9 審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第 10 審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第 2（第 4 条第 1 項（児童福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
里親審査部会	児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親の認定に関する事項
こども相談センター審査部会	児童福祉法第 27 条第 6 項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
児童虐待事例検証部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項

別表第 3（第 4 条第 1 項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿

平成30年3月31日現在

	氏名	役職名
専門分科会長	多田 羅 浩三	一般財団法人 日本公衆衛生協会会長
専門分科会長代理	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
保健福祉部会長	早瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会常務理事
保健福祉部会長代理	中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会副会長
介護保険部会長	川井 太加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
介護保険部会長代理	植田 政孝	大阪市立大学名誉教授
委員	芥川 公昭	大阪市医師会連合会会長
委員	家田 知明	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	乾 繁夫	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会会長
委員	大槻 和夫	弁護士
委員	大橋 誠子	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	木下 真弓	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	小谷 泰子	一般社団法人 大阪府歯科医師会理事
委員	後藤 静男	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟代表理事
委員	白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授
委員	高橋 弘枝	公益社団法人 大阪府看護協会会長
委員	筒井 由美子	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長
委員	道明 雅代	一般社団法人 大阪府薬剤師会常務理事
委員	野口 一郎	一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会副理事長
委員	濱田 和則	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会会長
委員	光山 誠	公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会理事
委員	森 一彦	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
委員	矢田 貝喜佐枝	大阪市地域女性団体協議会会長
委員	山川 智之	公益社団法人 大阪府理学療法士会会長
委員	山本 長助	大阪市民生保健委員会委員長

保健福祉部会 委員名簿

	氏名
部会長	早瀬 昇
部会長代理	中尾 正俊
委員	大槻 和夫
委員	白澤 政和
委員	高橋 弘枝
委員	野口 一郎
委員	森 一彦

介護保険部会 委員名簿

	氏名
部会長	川井 太加子
部会長代理	植田 政孝
委員	芥川 公昭
委員	家田 知明
委員	大橋 誠子
委員	木下 真弓
委員	小谷 泰子
委員	後藤 静男
委員	筒井 由美子
委員	道明 雅代
委員	濱田 和則
委員	光山 誠
委員	山川 智之

(参考：大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の変遷)

昭和 63 (1988) 年 11 月 ~ 「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」

保健・医療・福祉の問題を重複して抱える高齢者のニーズに応えるために、公・民が協力して総合的な諸施策の企画立案を進めることを目的として、「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」を設置。

平成 3 (1991) 年 6 月 ~ 「大阪市いきいきエイジング懇話会」

高齢社会対策を総合的かつ効果的に推進するために、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「大阪市いきいきエイジング懇話会」を設置。

平成 10 (1998) 年 7 月 ~ 「大阪市介護保険事業計画策定委員会」

市民や専門家の意見を聞き、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者代表、保健関係者、医療関係者、福祉関係者及び学識経験者等で構成する「大阪市介護保険事業計画策定委員会」を設置。

平成 12 (2000) 年 12 月 ~ 「大阪市高齢者施策推進委員会」

上記 3 つの会議等については、機能が一部重複している部分もあったため再編し、学識経験者や市民から公募した委員等で構成する「大阪市高齢者施策推進委員会」を設置するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 23 (2011) 年 10 月 ~ 「大阪市高齢者施策推進会議」

大阪市の審議会に関する指針に基づき、大阪市高齢者施策推進委員会を「大阪市高齢者施策推進会議」に名称変更し、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 24 (2012) 年 12 月 ~ 「大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」

「大阪市高齢者施策推進会議」については、高齢者福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」と審議内容が類似していることから、社会福祉審議会の専門分科会として統合するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」を設置。

## 高齢者に関わる様々な計画

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が連携する高齢者に関わる様々な計画としては、次の計画があります。

大阪市地域福祉基本計画	<p>大阪市地域福祉基本計画は、区地域福祉計画(区地域福祉ビジョン等)と一体で「社会福祉法」に基づく市町村地域福祉計画を形成します。</p> <p>「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を基本理念とし、全ての区で最低限実施する必要のある基礎的な施策や、中長期的な視点を持って統一的に実施していく施策を盛り込んだ計画です。</p>
大阪市障がい者支援計画	<p>「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。</p>
障がい福祉計画	<p>「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
障がい児福祉計画	<p>「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
大阪府地域医療構想	<p>医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、平成 37 年(2025年)の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるものです。</p>
大阪府保健医療計画	<p>「医療法」に基づく「医療計画」であり、5疾病4事業及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする計画です。</p>
大阪府介護給付適正化計画	<p>利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するもので、平成 20 年 3 月から計画を策定し、介護給付適正化事業を推進しています。</p>
大阪府高齢者計画	<p>大阪市を含む大阪府下の市町村における高齢者保健福祉サービスの目標量や介護サービス見込み量をもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保などサービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めている計画です。</p> <p>大阪府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた市町村高齢者計画策定指針を示し、市町村計画と大阪府計画との整合を図っています。</p>

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略	大阪市人口ビジョンを踏まえ、大阪市の「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめたものです。
大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第2次後期)」	市民の健康づくりに関する施策や取り組みの基本的な計画です。「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。
大阪市交通バリアフリー基本構想	鉄道駅などの旅客施設や周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、梅田・難波など25地区において基本構想を策定しています。 基本構想では交通バリアフリー化に対する基本理念・基本方針をはじめ、重点的にバリアフリー化を推進する地区の位置及び実施すべき事業の内容を定めています。
道路特定事業計画	大阪市交通バリアフリー構想の実現に向け視覚障害者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、勾配修正の取り組みや、歩行空間の確保、道路標識による案内・誘導等の整備の計画です。
大阪市地域防災計画 < 震災対策編 >	大阪市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市地域防災計画 < 風水害編 >	大阪市域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	大阪市において、避難行動要支援者の自助、地域(近隣)の共助を基本として、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、大阪市地域防災計画の内容を具体化した避難行動要支援者の支援策に係る全体的な考え方を定めています。
大阪市男女共同参画基本計画 ～ 第2次大阪市男女きらめき計画～	男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。
大阪市人権行政推進計画 ～ 人権ナビゲーション～	人権尊重の視点から行政運営を行う仕組みをつくるとともに、人権教育・啓発、人権相談・救済の取り組みを推進し、すべての市民の人権が尊重される「国際人権都市大阪」をめざします。
第3次「生涯学習大阪計画 ～ ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～」(2017-2020)	大阪市が育ててきた「ひと」と、市民主体で進めてきた「まち」と、多様な「まなび」をつなぐ生涯学習をすすめることをめざしています。

<p>市政改革プラン 2.0 -新たな価値を生み出す改革-</p>	<p>市民・利用者の視点に立った質の高い行財政運営を推進するとともに、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用によりコストの削減とサービスの向上を図っていきます。</p>
<p>市政改革プラン 2.0(区政編) -ニア・イズ・ベターのさらなる徹底-</p>	<p>「地域社会づくり」と「区行政の運営」の両面において、「より地域住民に近いところでの、ニーズに合った政策の実行(ニア・イズ・ベター)」のさらなる徹底に向けた、区政における新たな市政改革の具体的な取組内容をまとめたものです。</p>
<p>認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。</p>
<p>大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画 【2018(平成30)年度～2023年(平成35)年度】</p>	<p>保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者が健康や医療のデータを活用して、被保険者の健康課題を明らかにし、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため策定するPDCAサイクルを意識した事業計画であり、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられたものです。</p> <p>特定健康診査等は、保健事業の中核を成すことから、平成30年度から両計画を一体的に策定します。なお、大阪市民の健康増進を目的とした計画である「すこやか大阪21」との調和・整合性を図っています。</p>
<p>大阪市スポーツ振興計画～スポーツが心の豊かさを稼ぐまち大阪～</p>	<p>「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利である」と規定されている「スポーツ基本法」に基づき、新たな課題に対応し、今後の大阪市のスポーツ振興をより一層推進するための計画です。</p>



## 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令

### 老人福祉法（抄）（昭和 38 年 法律第 133 号）

#### （市町村老人福祉計画）

- 第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
  - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
  - 4 市町村は、第 2 項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第 117 条第 2 項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。
  - 5 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
  - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
  - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 - 10 省 略

### 介護保険法（抄）（平成 9 年 法律第 123 号）

#### （市町村介護保険事業計画）

- 第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
    - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
  - 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
    - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
    - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
    - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
    - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
    - 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
  - 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、第 2 項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項 に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
  - 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
  - 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

10 - 11 省 略

## 用語解説 < 50音順 >

ここで解説している用語以外の各事業や各施策等の解説については、「第8章 具体的施策」の各事業や各施策等の項目をご参照ください。

### 【あ行】

ICT (Information Communications Technology)

コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。

#### 青色防犯パトロール活動

大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のことです。

#### いきいき百歳体操

アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14(2002)年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操です。要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週1回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になります。

#### 一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業のひとつで、すべての高齢者とその支援のための活動に関わる方を対象として、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や悪化を防止するために必要な取り組みです。この事業は、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進や、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取り組みの推進を目的としています。

#### 運動器

体を動かす「骨」「関節」「筋肉」「神経」などの器官の総称です。

NPO (Nonprofit Organization)

さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的自発的に市民公益活動を行う組織のことです。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体のことをいいます。特に、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動法人の認証を受けた団体が、NPO法人です。

MCI (Mild Cognitive Impairment)

もの忘れ等の記憶障がい客観的に認められるが、認知症ではない状態をさします。年間5~15%\*程度の方が認知症へ進行するといわれています。(\*出典「認知症疾患診ガイドライン2017」)

#### 大阪市高齢者施設等防災マニュアル

大阪市老人福祉施設連盟と協働し、高齢者施設等の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルです。

#### 大阪市高齢者施策連絡会議

高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された会議です。

#### 大阪市市民活動推進条例（市条例平成 18 年第 19 号）

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くため、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開し、市民活動を積極的に推進するために平成 18 年 4 月に施行されました。

#### 大阪市市民活動総合ポータルサイト

大阪市の市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報をインターネット上で収集・発信している仕組みです。市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体がこれらの情報を活用して活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とするサイトです。

#### 大阪市社会福祉研修・情報センター

社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。

（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

#### 大阪市成年後見支援センター

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り、支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、成年後見制度の利用を専門的に支援するセンターです。

（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

#### 大阪市認定事務センター

本市の要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図るため、各区で実施している認定業務のうち一部の業務について、「大阪市認定事務センター」へ事務集約し、申請受付から認定結果の通知までを一元的に実施します。

（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

#### 大阪市ボランティア活動振興基金

地域や施設の高齢者・障がい者・児童などの福祉向上や福祉ボランティアの振興を目的として大阪市社会福祉協議会により運営され、本市においても、大阪市社会福祉協議会と連携して取組み、支援を行っています。

## Osaka あんしん住まい推進協議会

大阪府内における賃貸住宅全体において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が安心して住まいを確保できる環境を整備し、居住支援方策の充実を図るために住宅セーフティネット法に基づき設置された協議体です。

## 大阪府地域医療介護総合確保基金

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域で総合的に確保するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第6条に基づき大阪府の基金条例により造成された基金です。基金の造成にあたっては、国から消費税増税分を財源として交付された交付金等を財源としています。

## 大阪府国民健康保険団体連合会（国保連合会）

国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために設立している公法人のことで、各都道府県に設置されています。介護保険法による業務内容としては、介護サービス費の請求に対する審査・支払い、介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言などを行うこととされています。

## 【か行】

### 介護サービス計画（ケアプラン）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等やその家族の希望を勘案し、要介護者等についてのアセスメント結果に基づき、要介護者等の日常生活上の課題を解決するために必要な介護サービスを利用するために作成する具体的な計画です。ケアプランの作成にあたっては、各サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議の開催などの手続きが必要です。なお、ケアプランは要介護者等が自分で作成することも認められています。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー / 主任介護支援専門員）

要介護者又は要支援者等からの相談に応じて要介護者又は要支援者等がその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人をいいます。なお、介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、主任介護支援専門員研修を修了した者を主任介護支援専門員といいます。

### 介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で、「介護福祉士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護サービス利用者及び介護者を指導することを業とする者」となっています。

## 介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護保険サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に対応する語です。

## 介護保険法（平成9年法律123号）

加齢に伴って生ずる疾病等により介護や支援が必要になった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています。

## 介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年の介護保険制度改正に伴い、全国すべての市町村で実施することとされた事業です。要支援者に対する全国一律の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業に移行し、住民等の多様な主体が参画するような多様なサービスを総合的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の取組みを支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。

## 介護予防事業

要支援・要介護状態になることをできる限り予防するために、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施する取り組みのことです。事業には、生活機能の低下のある高齢者を対象とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり等予防」事業と、すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及・啓発などを行う事業があります。

## 核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

## かみかみ百歳体操

平成17（2005）年に高知市が開発した口腔機能向上を目的とした体操です。

椅子に座って口の周りや舌を動かすことにより、唾液がよく出るようになり、食べることや飲み込むことが楽になります。

週1回以上「いきいき百歳体操」と合わせて行うとより効果的で、口の周りに力がつくことで、食べこぼしやむせることが改善されます。

## 企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

## 基本チェックリスト

生活機能の低下のある高齢者を把握するための日常生活の状況に関する 25 項目からなる質問票のことです。

## キャラバン・メイト

認知症サポーター を養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のことです。

## 居宅介護支援事業者

介護保険法に基づき、都道府県知事・政令市市長・中核市市長の指定を受けた居宅介護支援事業を行う事業者及び本市において基準該当居宅介護支援事業者の登録を行った事業者をいいます。

## 居宅サービス

介護保険制度によって利用できるサービスで、被保険者が自宅に居ながら利用できるサービスを言います。主な居宅サービスとしては、訪問介護や訪問看護、通所介護、短期入所生活介護などがあります。

## 区保健福祉センター

行政機関である区役所に設置しており、保健福祉に関わる総合的なサービスを提供します。

## グループ回想法

昔の懐かしい道具などを用いて、懐かしいことを語り合う精神療法の一つで、認知症予防や治療に用いられ、個人で行う場合とグループで行う場合があります。

## ケアプラン

要介護者等や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことです。

## 健康診査

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見を図るために、各区保健福祉センター及び市内取扱医療機関で各種健診を実施し、単に医療を必要とする人の発見だけでなく、健診の結果、必要な人に対して保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行います。

## 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することです。

## ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

## 後期高齢者

一般に65歳以上の人を高齢者といいますが、老年期を健康で活発な人の多い前期老年期と病弱で要介護状態に陥りがちな後期老年期に分けており、後期老年期にあたる75歳以上の人を後期高齢者といえます。

## 口腔機能

食えることやコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たす機能のことです。口腔機能には「かみ砕く（咀嚼）、飲み込む（嚥下）」、「唾液を分泌する」、「言葉を発する（発音）」、「表情をあらわす」など様々な役割があります。

## 共有価値の創造（CSV：Creating Shared Value）

社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に、経済的価値が創造されるというアプローチをいいます。

## 高齢者就業機会確保事業

定年退職後等の高齢者に対して、シルバー人材センターが有する高齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

## 高齢化

総人口に占める65歳以上の人口割合が増えることをいいます。

## 高齢化社会・高齢社会・超高齢社会

総人口に占める65歳以上人口の割合が7%を超える社会を「高齢化社会（aging society）」、14%を超える社会を「高齢社会（aged society）」、21%超えると「超高齢社会（super aging society）」といい、日本は既に超高齢社会となっています。

## 高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものです。

## 高齢者虐待防止連絡会議

高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくために設置している会議です。

高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）

高齢者虐待防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることで、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成 17 年 11 月に公布されました。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けること等により、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としています。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）（平成 15 年法律第 57 号）

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されました。

個別ケア

個々のニーズに応じて、個別にケア（介護）を行うことです。

## 【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身・夫婦世帯等が安心して居住できるよう、一定規模の住戸面積、バリアフリー構造等を備え、状況把握・生活相談等といったサービスが提供される賃貸住宅等のことです。

作業療法士（OT）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で作業療法（応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業）を行う者をいいます。

サルコペニア（加齢性筋肉減少症）

加齢や疾患により、筋肉量が減少することにより、筋力や身体機能が低下することをいいます。

C S W（コミュニティソーシャルワーカー）

制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。



## 市民活動

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、市民が自主的に行う活動のことです。

## 市民活動団体

地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体のことです。

## 市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

## 社会福祉協議会

市・区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民、公私の社会福祉事業関係者・団体等により構成された社会福祉法 109 条に基づく公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、福祉活動への住民参加の援助、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、人材開発・研修等を実施しています。また、おおむね小学校区を単位として地域住民により組織された任意団体である地域（地区・校下）社会福祉協議会と連携協働し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

## 社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」となっています。

## 若年性認知症

65 歳未満で発症した認知症のことをいいます。就労や育児、経済的支援などが課題になることが多いことから、高齢者の認知症とは違った支援が必要です。制度利用上は利用する時点で 65 歳未満である者が対象となります。

## 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法） （平成 19 年法律第 112 号）

高齢者や被災者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることを目的としています。

## 生涯学習

「生涯学習大阪計画」（平成 18 年 1 月策定）においては、「市民一人ひとりが、身近な問題について主体的に考えともに解決に当たるといふ、自律し連帯する能力である『市民力』を獲得するための学習」を主としています。

## 人権尊重の社会づくり条例（市条例平成 12 年第 25 号）

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくために制定し、平成 12 年 4 月 1 日から施行しています。

## 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に關与する疾病群のことです。

## 生活の質（QOL=Quality Of Life）

「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳され、一般的には、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質と考えられます。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があり、この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようという考えです。社会福祉及び介護従事者の、「生活の場」での援助も、生活を整え、暮らしの質をよりよいものにするというクオリティ・オブ・ライフの視点を持つことによって、よりよい援助を求めることができます。

## 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれています。

## 前期高齢者

65 歳以上の高齢者のうち 65 歳以上 75 歳未満の人を前期高齢者といいます。

## 前頭側頭葉変性症

前頭葉と側頭葉を中心として神経細胞が徐々に変性・脱落していくことにより、行動障がいや言語障がいなどが特徴的にみられる病気の一群で、前頭側頭型認知症などが含まれます。

## 【た行】

### ターミナルケア

余命がわずかとなった人に対し、延命ではなく、残された人生を充実させることを目的として行われる医療および看護のことをいいます。

### 第 1 号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する 65 歳以上の人のことをいいます。介護保険法第 9 条第 1 号に規定されていることから、このように呼ばれています。

## 第2号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。介護保険法第9条第2号に規定されていることから、このように呼ばれています。

## 団魂の世代

昭和22年～24年生まれの第2次世界大戦後の復興期であるベビーブームに生まれた世代をいいます。

## 団塊ジュニア

昭和46～49年(1971～1974)ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた人々。団塊の世代の子供にあたる世代であることから「団塊ジュニア」といいます。

## 単独世帯

世帯員が一人だけの世帯をいいます。

## 地域共生社会

人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会をいいます。

## 地域ケア

地域社会全体で高齢者を始めとした援護を要する人の地域生活を支援することです。

## 地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実(在宅生活の限界点の引き上げ)とそれを支える社会基盤の整備(地域づくり)を同時に図っていくことを目的としています。

具体的には、多職種の第三者による専門的視点に交えてケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の在宅生活の限界点の引き上げ、また、個別ケース課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものと位置付けられています。

## 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)

介護保険制度において、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センターの運営や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「包括的支援事業」、介護給付が適正に行われているかの検証や家族介護支援等の「任意事業」で構成されています。

## 地域デビュー

これまで職場と居住地の往復のみで、地域活動に関わりを持たなかった、あるいは持ちたくても時間がなかった職場中心の社会から、地域中心の社会へと必然的に移行する高齢者が増えることを踏まえ、そういった方々の知識や経験、技能などを生かし、生きがいをもって、高齢者が地域社会へ参画していくことを「地域デビュー」としています。

## 地域包括ケア

地域において保健・医療・福祉のサービスを一体的・体系的に提供することです。

## 地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止などの権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援及び(4)介護予防ケアマネジメントを行っています。

## 地域マネジメント

地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みをいいます。

## 地域密着型特別養護老人ホーム

入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームのことで、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。

## 地域密着型サービス

介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするサービスです。

## 特定非営利活動促進法

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律で、平成10年3月に成立し、同年12月に施行されました。

## 【な行】

### 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮して設定した日常生活の圏域です。

### 認知症（アルツハイマー型、脳血管性、レビー小体型、前頭側頭型）

慢性あるいは進行性の脳の病気により、記憶、思考、見当識、計算、言語、理解、判断などが阻害され、日常生活に支障をきたす状態を表します。原因は多様で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。

### 認知症介護指導者

最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術などを習得した、認知症介護に関する高度な専門性を備えた人材として養成されています。

### 認知症高齢者の日常生活自立度（認定調査）

認定調査時の様子から国の判定基準に基づき「自立」、「Ⅰ」～「Ⅲ」、または「M」と判断します。

### 認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことをいい、各地域で開催される「認知症サポーター養成講座」受講した方が認知症サポーターとなります。オレンジリングが目印です。

### 認知症サポート医

かかりつけ医への助言や研修などの支援を行なう認知症の診療や早期発見等に携わっている医師で、国の研修機関での研修を受講することで養成します。

### 認知症地域支援推進員

認知症の方やその家族等への支援業務や、支援機関に対する専門的助言を行うとともに、区内の医療機関や介護事業所等をはじめとした地域の関係機関の間の連携をはかり、地域資源構築の企画調整及び支援機関の認知症対応力向上に資する取り組みを行う者。

### 認知症の家族会

認知症の方を介護する家族が、同じ経験のある者同士のピアカウンセリングの場として、あるいは情報交換の場として等を目的に、地域や病院等で開催しています。

### 認知症の鑑別診断

認知症の有無とその原因疾患、重症度などを正確に診断することです。

## 認定調査員

介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けようとする被保険者の心身の状況や置かれている環境等について調査をする者をいいます。

## 認定調査業務

要介護（要支援）認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う認定に必要な調査のことをいいます。調査は、調査員が被保険者を訪問面接し、認定調査票を用いて公平かつ客観的に行われます。

## 脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血等の脳血管障がい（脳卒中）が原因で起こる認知症のことです。

## 【は行】

### バリアフリー

人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと建築用語でしたが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いられます。

### P D C A（ピーディーシーエー）

施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一環した流れとしてとらえ、それらを循環させることで、施策・事業の改善に結びつける手法です。

### ひとにやさしいまちづくり

障がい者や高齢者をはじめすべての市民が利用しやすいまちとなるように、建築物や、道路、公園、公共交通機関などを整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる、まちの実現をすすめることです。「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間建築物の建築計画について事前協議を行うとともに、区役所、市民病院、老人福祉施設など本市建築物の整備・改善などに取り組んでいます。

### 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方が対象となります。

### 福祉避難所・緊急入所施設

福祉避難所は、災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。また、緊急入所施設は、一般の避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設です。

## 包括的・継続的マネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況に応じ、介護保険サービス、保健・医療・福祉サービスなどの多様なサービスを継続的に提供し、支援していくためのケアマネジメントのことです。

## ボランティア

現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指しています。

## 本格的な高齢社会

「高齢社会白書」において5人に1人が高齢者、10人に1人が後期高齢者である状況をさしています。

### 【ま行】

#### メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

高血圧、高血糖、高脂血などの危険因子が重なることにより、心疾患等の生活習慣病が発症する危険性が高まることに着目した概念です。これらの疾患には内臓脂肪が深く関わっていることが明らかになってきています。

### 【や行】

#### 有料老人ホーム

特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や、自らの選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした民間施設です。介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となります。

#### 友愛訪問活動

老人クラブ等が、ひとり暮らしやねたきりの高齢者を訪問し、「声かけ」「日常生活支援」などを行い地域で見守る活動です。

#### ゆずり葉の道

植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、通過交通を抑制することにより歩行者の交通安全を図るとともに、快適な歩行者空間を確保します。

#### ユニットケア

特別養護老人ホーム等において、いくつかの個室や居間・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境のなかでの自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

## ユニバーサルデザイン

設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていこうとする考え方。ひとにやさしいまちづくりの考え方として、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へと言われていますが、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」は、高齢者や障がい者専用のものを整備するのではなく、誰もが安全、快適に利用できる整備を進めるという点で、ユニバーサルデザインの考え方を基礎にしています。

## 養介護施設従事者

有料老人ホーム・特別養護老人ホームなどの入所施設や、デイサービス・訪問介護をはじめとする居宅サービスなど、老人福祉法や介護保険法に定める高齢者向け福祉・介護サービスに従事する全ての職員のことをいいます。

## 【ら行】

### 理学療法士（PT）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で理学療法（基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行い、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える）を行う者をいいます。

### 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的としています。

### ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

筋肉、骨、関節、軟骨といった運動器の障がいのために移動能力が低下した状態をいい、進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。